



2025年1月改訂

ご契約のしおり 定款・約款



しおり番号：202501C

ニッセイ一時払終身保険
ニッセイ一時払養老保険
ニッセイ一時払年金保険

マイステージ
ニッセイ一時払終身保険

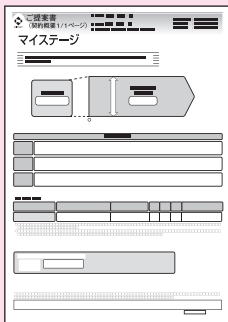
はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(『契約概要』『注意喚起情報』を含む)」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおりー定款・約款」につきましても、必ずご確認ください。

特に重要なお知らせ

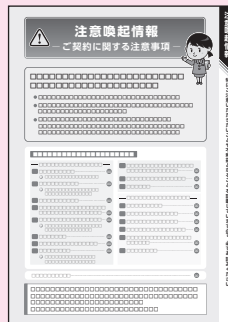
これらをおわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要



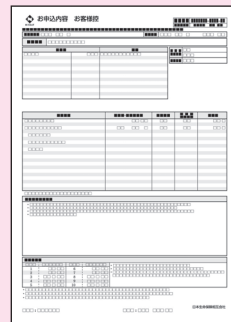
(ご提案の際または申込みの際にお渡ししています)

注意喚起情報



(申込みの際にお渡ししています)
[「注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款(共通版)」の巻頭に記載]

お申込内容 お客様控



(申込みの際にお渡ししています)

「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」について

注意喚起情報

特にご注意くださいことや不利益となることを記載しています。



申込みの際にお渡ししています「注意喚起情報+ご契約のしおりー定款・約款(共通版)」の巻頭に記載

ご契約のしおりー定款・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項(告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等)をわかりやすく説明しています。

P.3~

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。

約 款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

お客様ID等に関する 規程(個人向け)

お客様ID発行等、個人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。
契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様ID規程が、
契約日が2024年10月2日以降の場合はログインID利用規程が適用されます。

法人向けお客様ID規程

お客様ID発行等、法人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。

規程-3~

ご契約のしおり	3
ご契約のしおりをお読みいただくにあたって	4
目的別もくじ	6

ご契約にあたって

1 終身保険・養老保険・年金保険の特徴	8
2 申込みに際して	11
○ご契約の成立	11
○クーリング・オフ制度	11
○申込みに際してのご留意点	13
3 申込みに際して現在のご契約を解約・減額して新しいご契約に加入する場合	14
4 健康状態等の告知義務	15
5 責任開始（保障の開始）と契約日	18

ご契約後の取扱い

11 解約と解約払戻金	36
12 契約貸付制度	38
13 ご契約後の保障内容の見直し	41
14 年金開始に伴う取扱い	43
15 保険金等の受取人の変更	45
16 住所等の変更に伴う手続き	46
17 生命保険と税金	47

しくみ

6 保障内容	19
①終身保険	19
②養老保険	20
③年金保険	21
④リビング・ニーズ特約	23
7 配当金	24

その他生命保険に関するお知らせ

18 その他生命保険に関するお知らせ	50
○個人情報の取扱い	50
○個人情報保護方針	51
○生命保険契約者保護機構	53
○支払査定時照会制度	55
○財産的基礎の充実	56
○相互会社運営	57

保険金等の請求やお支払い

8 保険金等の請求	25
9 指定代理請求人による請求	30
10 保険金等をお支払いできない場合	32

保険用語の説明	58
規程	規程-1
○ 定款	規程-3
○ 約款	規程-7
契約基本約款	規程-10
終身保険（有配当2012）給付約款	規程-22
養老保険（有配当2012）給付約款	規程-28
年金保険（有配当2012）給付約款	規程-35
リビング・ニーズ特約（2012）	規程-43
別表	規程-47
○ ログインID利用規程・法人向けお客様ID規程	規程-51
ログインID利用規程	規程-52
法人向けお客様ID規程	規程-60

ご契約の しおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認



「契約内容通知書」が交付されましたら、次の表に記入・し点チェックのうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	—	契約日	年	月	日
契約者					
被保険者					

■保険契約のチェック欄

(今回加入した保険契約に チェックしてください。)

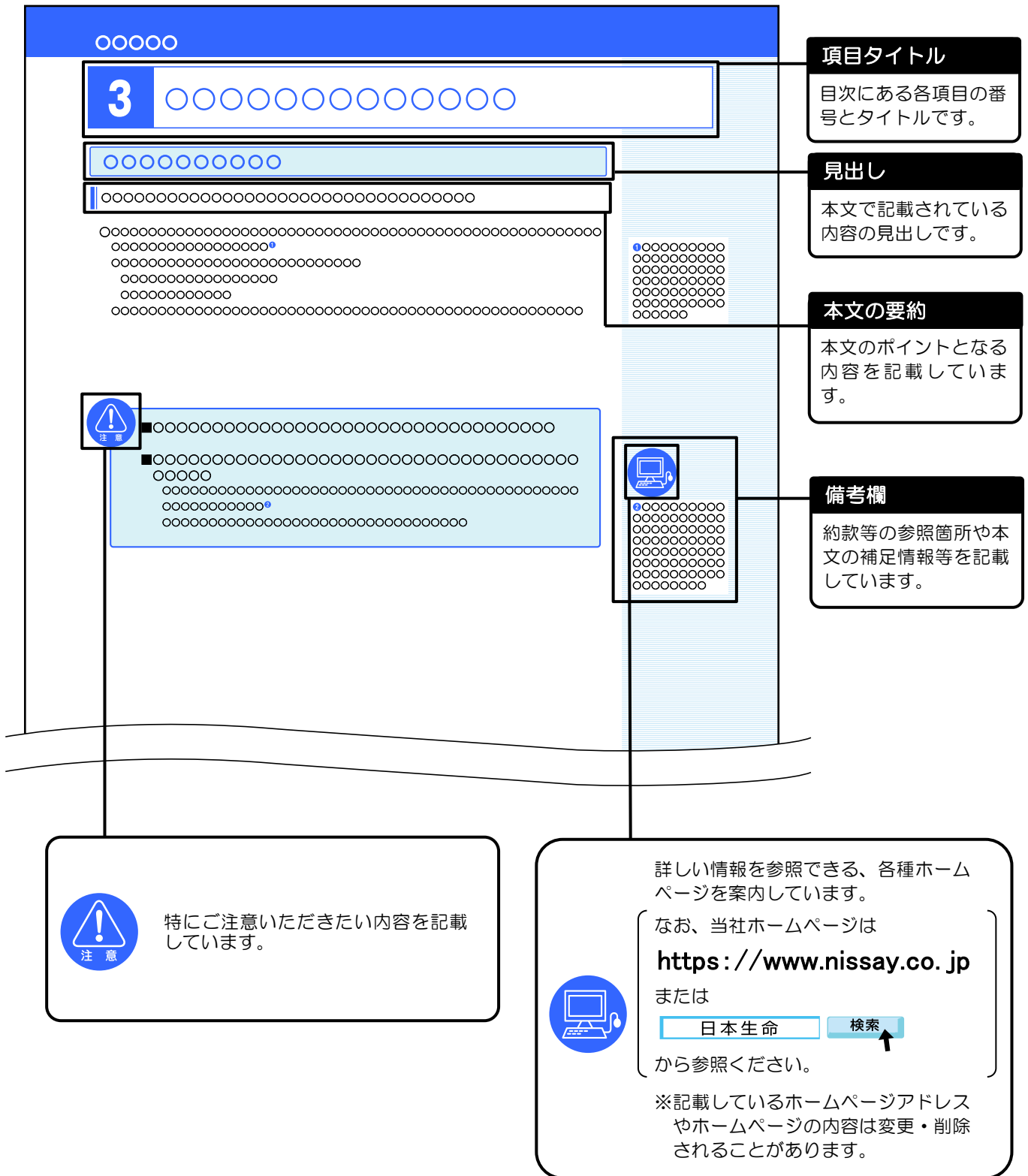
○支払事由の詳細については、「6. 保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり
参照ページ番号

	終身保険	終身にわたって死亡に備える保険	▶ P19
	養老保険	一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険	▶ P20
	年金保険	将来必要な資金を準備できる保険	▶ P21
	リビング・ニーズ特約 *	余命 6 カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約	▶ P23

* リビング・ニーズ特約は、終身保険・養老保険に自動的に付加されます。

ご契約のしおりの見方



目的別もくじ

ご契約にあたって

この保険の特徴について
知りたい



- 1. 終身保険・養老保険・年金保険の特徴

P8

- 6. 保障内容

P19

申込みを撤回したい



- 2. 申込みに際して
・クーリング・オフ
制度

P11

告知義務について知りたい



- 4. 健康状態等の告知義務

P15

ご契約後について

保障内容を見直したい



- 13. ご契約後の保障内容
の見直し
・保障見直し制度 等

P41

解約したい



- 11. 解約と解約払戻金

P36

受取人を変更したい



- 15. 保険金等の受取人
の変更

P45

保険用語の意味については、「**保険用語の説明**」を確認ください。

被保険者が死亡した場合等、
保険金等の支払事由に該当した場合

いつから保障が開始されるのか知りたい



5. 責任開始（保障の開始）
と契約日

P18

住所・名前等が
変わった



16. 住所等の変更
に伴う
手続き

P46

税金について
知りたい



17. 生命保険
と税金

P47

8. 保険金等の請求

P25

保険金等の請求の
流れについて

受取人が請求できない場合

9. 指定代理請求人による請求

P30

※保険金等のお支払い等、詳しい説明については
次の事項を確認ください。

保険金等のお支払いの
対象になるか？

6. 保障内容

P19

保険金等をお支払い
できない場合



10. 保険金等をお支払い
できない場合

P32

手続きについては、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

<ニッセイコールセンター>

0120-201-021 (通話料無料)

<ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)>

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

1

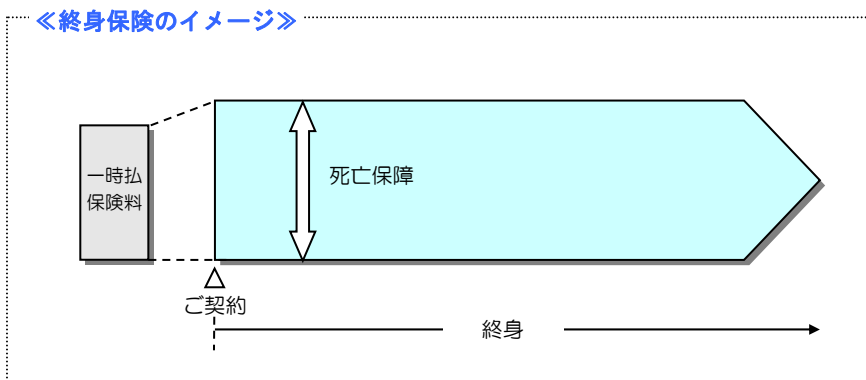
終身保険・養老保険・年金保険の特徴

終身保険

○ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払込みいただくことで、終身にわたって、被保険者の死亡に備えることができます。

○被保険者が死亡した場合に死亡保険金をお支払いします。

○リビング・ニーズ特約が自動的に付加されます。



■保険金のお支払いや解約によりご契約が消滅した場合や、保険金額を減額した場合であっても、一時払保険料の払戻しはありません。^①

■保険料の払込回数が一時払の終身保険は単独での加入となります。他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。

① ご契約を解約した場合または保険金額を減額した場合、当社は解約払戻金をお支払いします。

詳細は、次を確認ください。

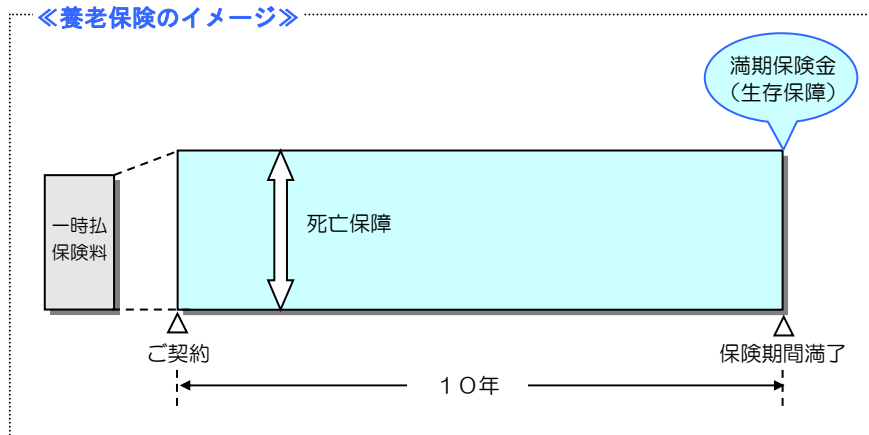
- ・「11. 解約と解約払戻金」
- ・「13. ご契約後の保障内容の見直し」の「保険金額等を減額し、保障を継続することができます。」

養老保険

○ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払込みいただくことで、一定期間において被保険者の死亡に備えながら資産形成ができます。

○被保険者が死亡した場合には死亡保険金を、被保険者が保険期間満了時まで生存していた場合には満期保険金をお支払いします。

○リビング・ニーズ特約が自動的に付加されます。



注意

■保険金のお支払いや解約によりご契約が消滅した場合や、保険金額を減額した場合であっても、一時払保険料の払戻しはありません。^①

■保険料の払込回数が一時払の養老保険は単独での加入となります。他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。

①ご契約を解約した場合または保険金額を減額した場合、当社は解約払戻金をお支払いします。

詳細は、次を確認ください。

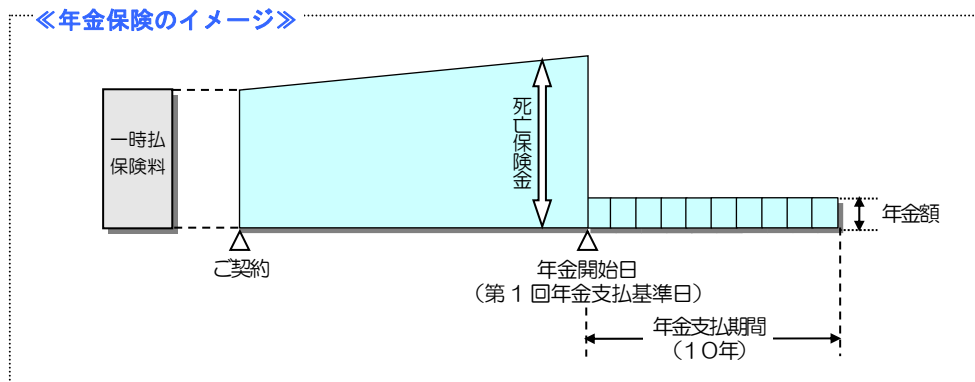
- ・「11. 解約と解約払戻金」
- ・「13. ご契約後の保障内容の見直し」の「保険金額等を減額し、保障を継続することができます。」

年金保険

○ご契約時に一時払保険料として保険料を一括して払込みいただくことで、将来必要な資金を準備することができます。

○毎年の年金支払基準日^①に被保険者が生存している場合、年金受取人に年金をお支払いします。被保険者が死亡した場合、年金開始日^②前には死亡保険金を、年金開始日以後には死亡一時金をお支払いします。

○ご契約時には、5年、10年、15年の確定年金から年金種類を選択することができ、選択した期間に応じて、毎年、同額の年金をお支払いします。



①年金支払基準日
年金支払基準日は次のとおりです。
・第1回目：年金開始日
・第2回目以後：第1回年金支払基準日の毎年の応当日

②年金開始日
被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。



■保険金のお支払いや解約によりご契約が消滅した場合や、年金額を減額した場合であっても、一時払保険料の払戻しはありません。^③

■保険料の払込回数が一時払の年金保険は単独での加入となります。他の保険契約と組み合わせることはできません。

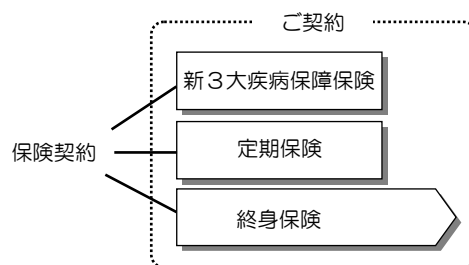
③ご契約を解約した場合または年金額を減額した場合、当社は解約払戻金をお支払いします。

詳細は、次を確認ください。

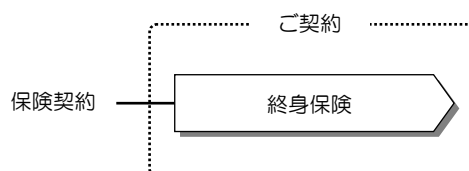
- ・「11. 解約と解約払戻金」
- ・「13. ご契約後の保障内容の見直し」の「保険金額等を減額し、保障を継続することができます。」

当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。^④

また、「保険契約」という場合は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。^⑤



1種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。^⑤



④この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。

⑤特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。



2 申込みに際して

ご契約の成立

ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。

○当社の生命保険募集人^①は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

＜契約締結の「媒介」と「代理」について＞

- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約の申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約の申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

①生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

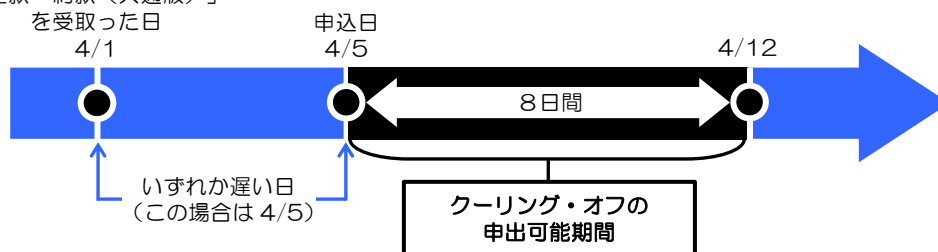
クーリング・オフ制度

ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

○ご契約の申込日または「注意喚起情報＋ご契約のしおり一定款・約款（共通版）」を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

＜例＞

「注意喚起情報＋ご契約のしおり一定款・約款（共通版）」



○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。



■次の場合、クーリング・オフ制度は利用できません。

- ・当社指定の医師による診査後の場合
- ・申込者または契約者が法人の場合

※具体的な申出方法（書面・電磁的記録）については次ページを確認ください。

次ページにつづく

《申出方法（書面・電磁的記録）》

【書面の場合】

- ・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により前ページの期間内（8日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

＜記載事項＞

- ・申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思（理由の記載は任意）
- ・申込者または契約者のお名前・住所・生年月日

（記入例）

日本生命保険相互会社 行

私は保険契約の申込みの撤回を行います。
（理由）〇〇〇〇〇〇

申込者（契約者） 日生 太郎

住所 〇〇県〇〇市〇〇町×丁目×番地×号

生年月日 〇〇〇〇年〇月〇日

【電磁的記録の場合】

- ・当社では、電磁的記録による申出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。
- ・当社ホームページから前ページの期間内（8日以内）に申出ください。
- ・当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

申込みに際してのご留意点

(1) 当社の確認担当職員^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- ・申込内容がお客様の意向に沿っているか
- ・告知内容に相違がないか
- ・登録いただいたお客様情報に相違がないか
- ・「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか 等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- ・マイナンバーカード（表面）
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・国民健康保険証
- ・健康保険証
- ・国民年金手帳 等

(2) 「契約内容通知書」を確認ください。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。

当通知書にはご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が交付されましたら、申込内容と相違がないか確認ください。

万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、ご契約の成立時のみ交付します。

「契約内容通知書」を紛失した場合、再交付はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにて確認いただけます。

（書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。）

(3) 「お客様番号（お客様ID）のお知らせ^②」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様番号（お客様ID）のお知らせ」を送付し、「お客様番号（お客様ID）発行」ならびに「暗証番号・パスワード登録」等について案内します。^③

①確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

②お客様番号（お客様ID）のお知らせ
すでに当社の保険にご契約いただいておりますお客様には送付しません。

③「お客様番号（お客様ID）」等の詳細は、「ログインID利用規程」、「法人向けお客様ID規程」および当社ホームページ等を確認ください。



3

申込みに際して現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約に加入する場合

現在のご契約を解約・減額し、新しいご契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

<現在のご契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

<新しいご契約について不利益となる点>

保障内容	<u>新しいご契約では、現在のご契約から保障内容が変更されます。</u> 新しいご契約には、次の保障はありません。 ・高度障がい保険金
保険料	<u>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。</u> ・新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<u>ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。</u> ・新しいご契約の ①責任開始の日 を起算日として、 告知義務違反 による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しいご契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しいご契約が解除・取消となることがあります。
保険金のお支払い	現在のご契約のままであれば、保険金をお支払いできる場合であっても、新しいご契約では、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等について、保険金をお支払いできないことがあります。

①責任開始の日
「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

②告知義務違反
「4. 健康状態等の告知義務」参照

4 健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^①

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。

○告知事項は「告知書^②」に記載しています。

また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

○告知にあたり、生命保険募集人^③が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。
 「告知書」に記入したこと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。生命保険募集人や当社の確認担当職員^④には告知を受ける権限がありません。そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

①告知に加え、診査が必要となる場合があります。

②告知書
当社所定の端末を使用する方法を含みます。

③生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

④確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

告知義務違反

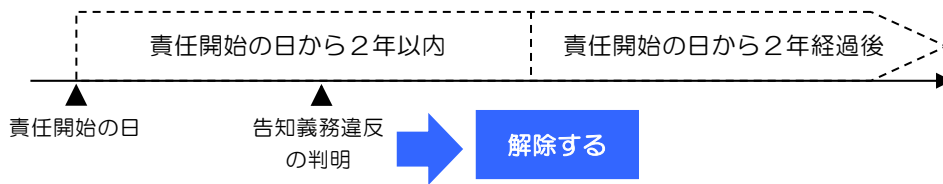
「告知義務違反」があった場合、当社のご契約を解除することがあります。

○契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。(*)
この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金を契約者にお支払いします。

○告知義務違反によるご契約の解除に関する取扱いは、「責任開始^①の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

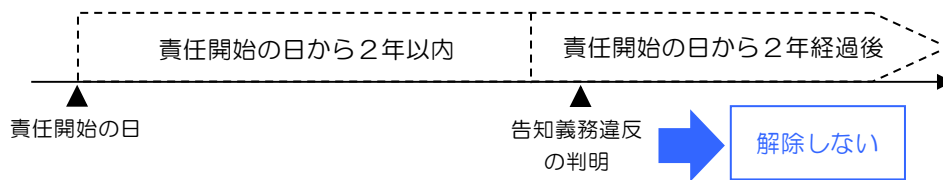
《責任開始の日から2年以内に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いできません。

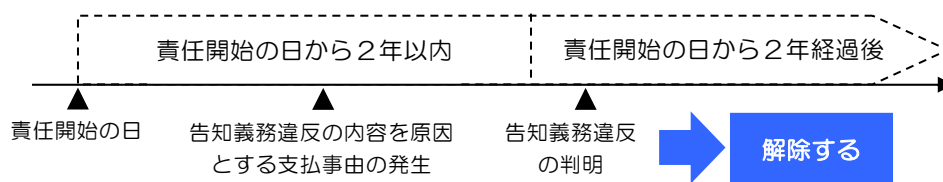


《責任開始の日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いできません。



○ご契約を解除した場合でも、保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金をお支払いします。

○告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消^②を理由として、ご契約を取消することがあります。この場合、保険金のお支払いができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(*) 告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社のご契約を解除することはできません。

こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社のご契約を解除することがあります。

①責任開始

「5. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

②詐欺による取消

「10. 保険金等をお支払いできない場合」参照

傷病歴等がある場合のご契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

- 傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。
 - ・申込内容どおり引受ける。
 - ・追加保険料を払込みいただいたうえで、引受ける。
この場合には、「特別条件付契約のしおり」をお渡しします。このしおりで示した条件を了解いただければ、当社の承諾によりご契約は成立します。その場合、所定の「承諾書」に署名ください。^①
 - ・今回はお断りする。

①契約者が法人の場合、署名に加え押印が必要です。

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の
請求やお支払いご契約後の
取扱いその他生命保険に
関するお知らせ

5

責任開始(保障の開始)と契約日

責任開始 (保障の開始)

当社がご契約の申込みを承諾した場合、一時払保険料相当額の払込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任(保障)を開始します。

○ご契約は、ご契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

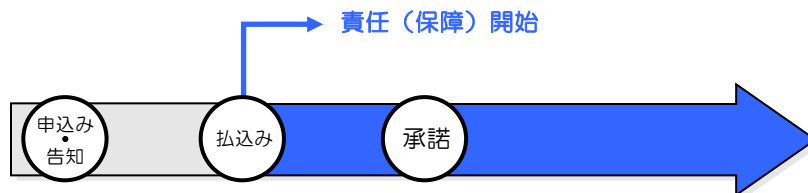
○承諾した場合は、契約者に「[契約内容通知書](#)^①」を交付します。

○契約日は責任開始の日となります。なお、契約日は「[契約内容通知書](#)」で確認できます。

①契約内容通知書
「2. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

《責任開始(保障の開始)の例》

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、一時払保険料相当額の払込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。



6 保障内容

① 終身保険

～終身にわたって死亡に備える保険～

「10. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

死亡保険金	
支払事由	死亡したとき
支払額	終身保険の保険金額
受取人	死亡保険金受取人

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

② 養老保険

～一定期間、死亡に備えながら資産形成ができる保険～

お支払いできる場合

「10. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が死亡した場合は死亡保険金を、被保険者が保険期間満了時まで生存していた場合は満期保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金	満期保険金
支払事由	死亡したとき	保険期間満了時まで生存していたとき
支払額	養老保険の保険金額	
受取人	死亡保険金受取人	満期保険金受取人

③ 年金保険

～将来必要な資金を準備できる保険～

お支払いできる場合

毎年の**年金支払基準日**^①に被保険者が生存している場合、年金受取人に年金をお支払いします。^②
 また、被保険者が**年金開始日**^③前に死亡した場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いし、年金開始日以後に死亡した場合は、年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

<年金開始日前>

○被保険者が次の支払事由に該当した場合、死亡保険金をお支払いします。

死亡保険金	
支払事由	年金開始日前に死亡したとき
支払額	別表29 ^④ の金額
受取人	死亡保険金受取人

<年金開始日以後>

○被保険者が次の支払事由に該当した場合、年金または死亡一時金をお支払いします。

	年金	死亡一時金
支払事由	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に生存しているとき	第1回年金支払基準日以後、保険期間中の最後の年金支払基準日前に死亡したとき
支払額	年金額	将来の年金の現価に相当する金額
受取人	年金受取人 (年金受取人が死亡したときは、 後継年金受取人 ^⑤)	

なお、年金受取人は契約者と被保険者のうちから1人を指定ください。

「10. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

①年金支払基準日
 年金支払基準日は次のとおりです。
 ・第1回目：年金開始日
 ・第2回目以後：第1回年金支払基準日の毎年の応当日

②年金開始日の前日に年金の支払期間、年金の種類、第1回年金支払基準日を変更することができます。

詳細は、「14. 年金開始に伴う取扱い」を確認ください。

③年金開始日
 被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。

④別表29参照

⑤後継年金受取人
 「14. 年金開始に伴う取扱い」参照

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

年金の支払期間

ご契約時に選択できる年金種類は確定年金です。支払期間は次の3つの中から選択できます。選択した期間に応じて、毎年、同額の年金をお支払いします。

- ・ 5年確定年金
- ・ 10年確定年金
- ・ 15年確定年金

年金等の支払方法の変更

年金開始日以後に、年金や死亡一時金の支払方法を変更することができます。

- 年金について、一時金でのお支払い（年金の一括支払）に変更することができます。
お支払いする金額は将来の年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときに年金保険は消滅します。
- 死亡一時金について、年金受取人に引続き年金としてお支払いすることができます。
ただし、年金受取人が被保険者の場合で、[後継年金受取人](#)^①が希望されるときは、後継年金受取人に引続き年金をお支払いします。

①後継年金受取人
「14. 年金開始に伴う取扱い」参照

④ リビング・ニーズ特約

～余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約～

お支払いできる場合

余命6カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

○リビング・ニーズ特約は、終身保険および養老保険に自動的に付加されます。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、特約保険金をお支払いします。

特約保険金	
支払事由	余命が6カ月以内と判断されるとき
支払額	$\left[\begin{array}{l} \text{受取人が指定した} \\ \text{保険金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{請求日から6カ月間の指定した保険金額に対応する利息(所定の} \\ \text{利率}^{\text{①}} \text{により計算します。)} \text{および保険料に相当する金額}^{\text{②}} \end{array} \right]$
請求金額の限度	死亡保険金額の範囲内、かつ、3,000万円以内 ^③ の金額
受取人	被保険者 ^④



■ **保険期間満了前1年以内^⑤の養老保険の死亡保険金額については、特約保険金としてお支払いできません。**

■ **特約保険金を受取った後、6カ月以内に被保険者が死亡した場合でも、差引いた6カ月分の利息については返金しません。**

■ **余命6カ月以内の判断は、当社が行います。**

余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認を行った結果にもとづいて行います。

余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。

■ **死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日にその保険契約は消滅したものとします。**

死亡保険金の一部をお支払いした場合、死亡保険金額は受取人が指定した保険金額分、請求日に減額されたものとします。

この場合、減額部分についての解約払戻金はお支払いできません。

■ **特約保険金は1回限りのお支払いとなります。**

「10. 保険金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② 保険料に相当する金額

一時払のため、保険料に相当する額を差引く取扱いはありません。

③ **3,000万円以内** 複数の保険契約に加入し、それぞれにリビング・ニーズ特約を付加している場合でも、1人の被保険者につき請求できる金額の限度は3,000万円となります。

④ 被保険者

契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人等である場合、「法人(契約者)」が受取人となります。

⑤ 保険期間満了前1年以内

特約保険金の請求書類が当社に到達した日が、保険期間満了前1年以内であることをいいます。

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

7 配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

○配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。^②

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- ・契約者からの請求があったとき
- ・ご契約が消滅したとき

年金保険に加入している場合は、割当てられた配当金の取扱いが異なります。

<年金開始日前>

○年金開始日前に割当てられた配当金は、次の契約応当日から**所定の利率^①**により計算した利息をつけて積立てます。^②

積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。

- ・契約者からの請求があったとき
- ・ご契約が消滅したとき

<年金開始日>

○年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

<年金開始日後>

○年金開始日後に年金保険に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。



① 所定の利率

利率は金利水準等により変動することがあります。利率については、当社ホームページを参照ください。

② そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たすご契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。



■リビング・ニーズ特約には、配当金がありません。

■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

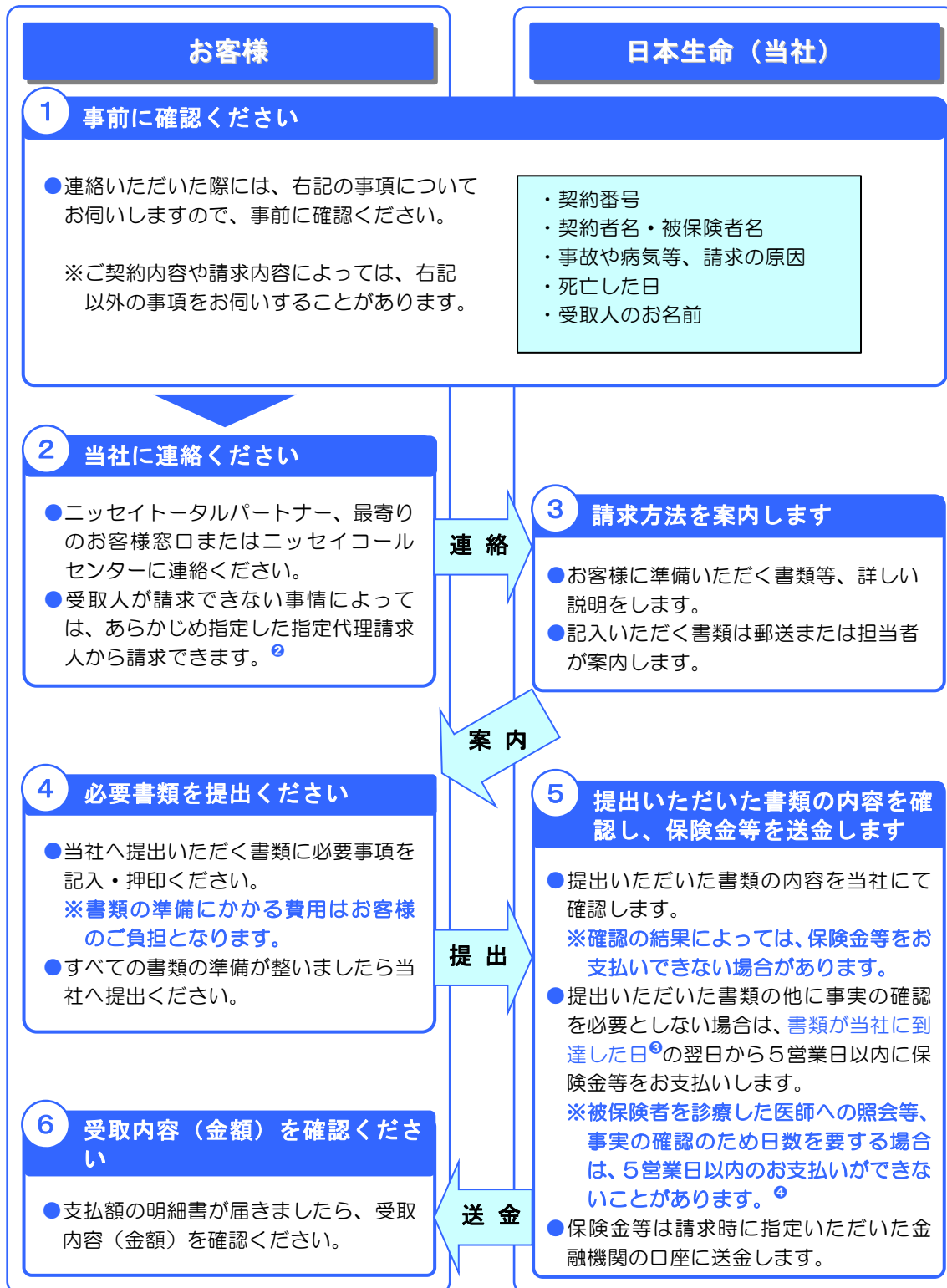
■保険金のお支払いによりご契約が消滅した場合には、積立てられた配当金は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。

8 保険金等の請求

保険金等の請求手続の流れ

保険金等の支払事由に該当した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

○保険金等は次の請求手続の流れに沿って保険金等の受取人から行ってください。^①



①満期保険金、年金については、請求手続が異なる場合があります。

詳細は、「8. 保険金等の請求」の「満期保険金等の請求時における簡便な取扱い」を確認ください。

②詳細は、「9. 指定代理請求人による請求」を確認ください。

③書類が当社に到達した日
完備された書類が当社に到達した日を行います。

④5営業日以内のお支払いができない場合には、次ページを確認ください。

○お客様情報、申込内容、告知内容または保険金等の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員^⑤が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。
また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

⑤確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

「ご契約にあたって

しくみ

請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

保険金等のお支払いの時期

保険金等の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に保険金等をお支払いします。

ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、5営業日^①以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^② ア. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 保険金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^③ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

○支払期限をこえて保険金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■保険金等をお支払いするための確認等の際し、契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合^④は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いできません。

①営業日

営業日とは、次の日を除く日をいいます。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日
(2024年10月現在の取扱いです。)

②(2)に該当しない場合に限りです。

③(1)の「イ」および「エ」の確認を行う場合に限りです。

④当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

保険金等のお受取りに関する相談窓口を開設しています。

※2025年1月現在の取扱いを記載しています。

○ご契約の解除や保険金等のお受取りに関して不明な点や納得いただけない点がございましたら、次の相談窓口までお問合せください。

■保険金・給付金のお受取りに関する相談窓口

0120-812-196

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただかず、第三者に相談をお考えのお客様には、**社外弁護士^①**を紹介し、**無料**でご相談いただける「**社外弁護士相談制度**」を開設しています。

※2025年1月現在の取扱いを記載しています。

○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

■社外弁護士相談制度事務局

0120-227-580

通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く）

※上記の事務局へ予約のうえのご相談となりますので、ご了承ください。

※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「**支払サービス審査会^②**」にて審議を行います。

①社外弁護士
当社は顧問契約を締結していない弁護士をいいます。

②支払サービス審査会
保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け支払査定の適切性の審査等を行い、支払担当部門に保険金・給付金に関する勧告を行う機関です。

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

満期保険金等の請求時における簡便な取扱い

満期保険金等の請求時における当社所定の基準によっては、必要書類を提出いただくなくても、当社は満期保険金等の受取人から請求があったものとして、あらかじめ指定いただいた金融機関の口座に満期保険金等^①を送金することがあります。

①満期保険金等
満期保険金等とともに支払われる金銭を含みます。

○当取扱いの対象は、次の満期保険金等です。この場合、それぞれの条件をすべて満たす必要があります。
満期保険金等のお支払いに際し、事前にお支払いについての案内を送付し、当取扱いの対象かどうかの案内や送金する金融機関の口座の確認等を行います。

	満期保険金等	条件
(1)	養老保険の満期保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者と満期保険金受取人が同一人であること ・契約者が法人でないこと ・死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が保険期間満了日の翌日まででないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと
(2)	年金保険の年金	<p>①第1回目の年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者、被保険者、年金受取人が同一人であること ・死亡保険金の支払事由に該当した旨の通知が第1回年金支払基準日まででないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと <p>②第2回目以後の年金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者と年金受取人が同一人であること ・死亡一時金の支払事由に該当した旨の通知がそれぞれの年金支払基準日まででないこと ・その他当社の定める基準を満たすこと

当取扱いの対象となる場合、満期保険金等の受取人からその満期保険金等の請求があったものとして取扱います。

この場合、それぞれ次の(1)、(2)の日に、請求があったものとして取扱います。

	満期保険金等	請求があったものとする日
(1)	養老保険の満期保険金	保険期間満了日の翌日
(2)	年金保険の年金	<p>①第1回目の年金 : 第1回年金支払基準日</p> <p>②第2回目以後の年金 : それぞれの年金支払基準日</p>

○当取扱いを行った場合、それぞれの満期保険金等の支払時期は次のとおりです。

	満期保険金等	支払時期
(1)	養老保険の満期保険金	保険期間満了日の翌々日から5営業日以内
(2)	年金保険の年金	<p>①第1回目の年金 第1回年金支払基準日の翌日から5営業日以内</p> <p>②第2回目以後の年金 それぞれの年金支払基準日の翌日から5営業日以内</p>

支払時期をこえて満期保険金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



■満期保険金等^①をお支払いした場合で、すでに死亡保険金または死亡一時金の支払事由に該当していたときには、当社は満期保険金等を受取った人にそれらの返還を請求することができます。^②

この場合、死亡保険金を支払うときは、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いし、死亡一時金を支払うときは、後継年金受取人に死亡一時金をお支払いします。

■死亡保険金または死亡一時金の支払事由に該当した場合は、すみやかに当社に連絡ください。

①満期保険金等
満期保険金等とともに支払われる金銭を含みます。

②年金については、死亡保険金または死亡一時金の支払事由が生じた後に到来する年金支払基準日に対応する年金が対象となります。

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険金の支払方法の選択

保険金について、一時金でのお支払いのほか、年金支払・据置支払を選択できます。

(1) 年金支払（死亡保険金のみのお取扱いです。）

○保険金の全部または一部を年金基金にあてて、毎年、年金としてお支払いします。

(2) 据置支払（死亡保険金・満期保険金のみのお取扱いです。）

○保険金の全部または一部を据置き、据置期間満了時または受取人から請求があったときにお支払いします。



■年金支払・据置支払をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

年金支払・据置支払は、当社の定める範囲内で選択できます。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■年金額・据置金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払・据置支払を選択できません。

9 指定代理請求人による請求

指定代理請求人による請求

被保険者が受取人の場合で、受取人が保険金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。

○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	受取人が保険金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・その他保険金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名 ^① を指定代理請求人に指定できます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被保険者と次の関係にある人 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 <ul style="list-style-type: none"> (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 死亡保険金受取人または後継年金受取人 (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人 <p>なお、保険金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。</p>
代理請求できる保険金等	<ul style="list-style-type: none"> ・満期保険金^② ・年金^③ ・リビング・ニーズ特約の特約保険金

① 養老保険に付加するリビング・ニーズ特約の指定代理請求人の指定・変更は、養老保険と同一の指定・変更をしてください。

② 満期保険金
被保険者と満期保険金受取人が同一人である場合に限り、ります。

③ 年金
被保険者と年金受取人が同一人である場合に限り、ります。

○契約者は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。

指定代理請求人を新たに指定または変更する必要がある場合には、当社まで必ず連絡ください。

○指定代理請求人には、支払事由および代理請求できる旨を伝えてください。



■指定代理請求人はあくまでも保険金等を被保険者の代理で請求できる方であり、保険金等の受取人は被保険者ご自身となります。

■指定代理請求人として保険金等を請求できない場合があります。
故意に保険金等の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として保険金等を請求できません。

■保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金等を請求いただいてもお支払いできません。

■代理請求できる保険金等の受取人が法人となる場合は、指定代理請求制度の利用はできません。

指定代理請求制度を利用することで、保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思表示が困難な場合でも、指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。そのほか、法律上の制度として、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護・支援する成年後見制度があります。成年後見制度を利用することで、判断能力が不十分な場合でも、後見人等を介して、契約などの法律行為をすることができます。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

■法定後見制度

既に判断能力が不十分な方々を保護・支援するための制度で、判断能力の程度など本人の事情に応じて、3つの制度（後見・保佐・補助）に分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。



■任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理等に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所によって選ばれた任意後見監督人の監督のもと、任意後見人が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。



詳しくは法務省のホームページなどをご覧ください。

(2024年10月現在)



ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

10 保険金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は保険金等をお支払いできません。^①

① お支払いできない場合の詳細は、約款を確認ください。

(1) 支払事由に該当しない場合

○保険金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

(2) 免責事由に該当した場合

○免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金をお支払いできません。
免責事由は、保険金の種類によって、次のとおりとなります。

<死亡保険金の免責事由>

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。
この場合、契約者に責任準備金または解約払戻金をお支払いします。

免責事由		契約者にお支払いする払戻金
A	責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺	責任準備金
B	契約者の故意による被保険者の死亡 (上記Aを除きます。)	解約払戻金
C	死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡 ^② (上記AおよびBを除きます。)	責任準備金

② 死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
故意に被保険者を死亡させた人が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

<リビング・ニーズ特約の特約保険金の免責事由>

契約者または被保険者の故意^③や指定代理請求人の故意に該当した場合には、特約保険金をお支払いできません。

③ 「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

(3) 告知義務違反^④による解除の場合

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社のご契約を解除することがあります。

この場合、保険金をお支払いすることはできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、保険金の支払事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、保険金をお支払いします。

④ 告知義務違反
「4. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

(4) 詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または保険金等の受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められる場合、当社のご契約を取消することがあります。

この場合、保険金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(5) 不法取得目的による無効の場合

○契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご契約の締結が行われたものと認められる場合、ご契約は無効となります。

この場合、保険金等をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(6) 重大事由による解除の場合

○次の(A)～(D)の事項に該当した場合、当社にご契約を解除することがあります。

この場合、保険金等をお支払いできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、(C)の事由にのみ保険金等の受取人だけが該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の保険金等の受取人が(C)の事由に該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金等を除いた額を、他の保険金等の受取人にお支払いします。

この場合、(C)の事由に該当した一部の保険金等の受取人にお支払いすることとなっていた保険金等に対応する解約払戻金を、契約者にお支払いします。

- (A) 契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^①
- (B) 保険金等の請求に関して、保険金等の受取人に詐欺があったとき^①
- (C) 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力^②に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^③を有していると認められるとき
- (D) 上記(A)～(C)のほか、当社の契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、当社にご契約の存続が困難と判断する、上記(A)～(C)と同等の重大な事由があるとき

(7) 保険金を削減して支払う場合

○戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加にご契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、死亡保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金を削減してお支払いする場合があります。

① 未遂の場合を含みます。

② 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保険金等をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※保険金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。

なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなることがあります。

(1) 告知義務違反

○ お支払いできる場合

正しく告知を行って加入し、責任開始の日から1年後に「肝がん」で死亡した場合。

ご契約に際し、告知義務違反がないため、死亡保険金をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

「肝硬変」での通院について、告知せずに加入し、責任開始の日から1年後に「肝硬変」が悪化して死亡した場合。

告知義務違反に該当し、ご契約は解除となるため、死亡保険金をお支払いできません。

解説

○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障がい状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。^①

○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

ただし、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

この場合、保険金をお支払いできません。

○ご契約を解除した場合でも、保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金をお支払いします。

①詳細は、「4. 健康状態等の告知義務」を確認ください。

(2)リビング・ニーズ特約の特約保険金

○ お支払いできる場合

請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、余命6カ月以内と判断された場合。



請求時において、余命6カ月以内と判断されたため、[リビング・ニーズ特約の特約保険金](#)をお支払いします。

✕ お支払いできない場合

医師から余命6カ月と診断されたものの、請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を受ける予定があり、請求後にその治療を実施した結果、余命6カ月以内の状態を脱している場合。



請求時において余命6カ月以内と判断できないため、[リビング・ニーズ特約の特約保険金](#)をお支払いできません。

解説

○リビング・ニーズ特約の特約保険金は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認した結果にもとづいて、余命6カ月以内と当社が判断した場合にお支払いします。

また、余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命6カ月以内であることをいいます。

○したがって、医師から余命6カ月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、請求時において余命6カ月以内と判断できない場合は、お支払いできません。

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の
請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

11 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。^①
 解約した場合、当社は解約払戻金をお支払いします。

① 第1回年金支払基準日が到来している年金保険は、解約できません。

○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

○生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。したがって、解約払戻金をご契約後の経過年月数によっては、一時払保険料よりも少ない金額となります。

○解約払戻金額は保険種類、契約時の年齢、性別、保険期間等により異なります。



■リビング・ニーズ特約には、解約払戻金がありません。

解約後の保障期間

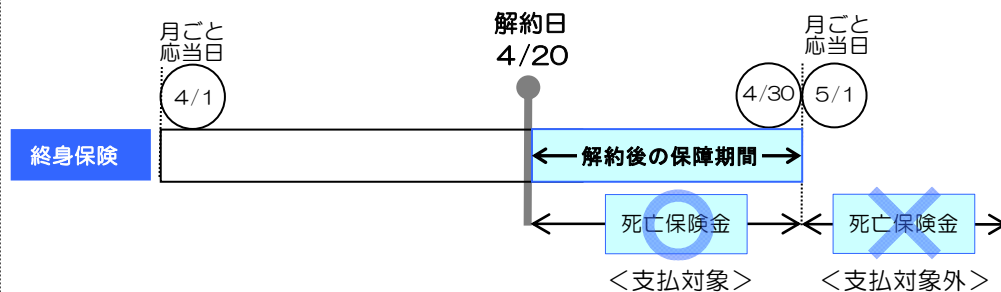
当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

○解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金の支払対象となります。

ただし、リビング・ニーズ特約については解約後の保障の継続はありません。

《死亡保険金の例》

【例】解約日：4/20 保険料の払込回数：一時払



○死亡保険金お支払い時のご留意点

- ・解約払戻金をお支払いした後に死亡保険金をお支払いする場合、お支払い額は死亡保険金額から解約時の解約払戻金と同額を差引いた金額となります。

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

- 被保険者と契約者が異なるご契約の場合、**一定の条件**^①に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづきご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
- 被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないため、解約後の保障の継続はありません。



■被保険者は当社に対し、直接ご契約の解約を請求することはできません。
解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

債権者等による解約

契約者の債権者等から解約の請求があっても、保険金等の受取人は所定の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

- 債権者等**^②によるご契約^③の解約^④は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。
解約の効力が生じた日の直後の月ごと応当日の前日までに、被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金等の支払対象となります。
- 解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす**保険金等の受取人**^⑤はご契約を存続させる権利があります。
 - ・契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ・契約者でないこと
- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。
 - (A) 契約者の同意を得ること
 - (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (C) 上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

①一定の条件

被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。
例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了

②債権者等

・差押債権者 等
・破産管財人

③年金保険の場合は、年金開始日前の場合に限ります。

④保険金額等の減額を含みます。

⑤**保険金等の受取人**
満期保険金受取人・年金受取人を除きます。

ご契約にあたって

しくみ

請求やお支払い
保険金等の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

12 契約貸付制度

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。^①
 なお、貸付金には所定の利息が付利されます。

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

貸付金額の範囲	貸付は、次の範囲で行います。	
	貸付金額の上限	解約払戻金額の8割
	貸付金額の下限	当社の定める金額
貸付期間	貸付日からその日を含めて1年間です。 ^{②③} ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を1年間延長します。	
利息	所定の利率 ^④ により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。	
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。	
精算	<p><終身保険・養老保険の場合の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> 次の保険金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、保険金等から貸付金の元利金を差引精算します。 終身保険の場合：死亡保険金^⑤、解約払戻金等 養老保険の場合：死亡保険金^⑤、満期保険金、解約払戻金等 <p><年金保険の場合の取扱い></p> <ul style="list-style-type: none"> 年金開始日の前日までに貸付金の元利金が返済されていない場合は、責任準備金から貸付金の元利金を差引精算します。 精算後の責任準備金により計算される年金額が当社の定める限度を下回る場合は、年金のお支払いを行わず、精算後の責任準備金を一時に契約者にお支払いします。 この場合、年金開始日の前日にご契約は消滅します。 年金保険の死亡保険金、解約払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、死亡保険金、解約払戻金等から貸付金の元利金を差引精算します。 	

○貸付期間満了時まで新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。

- ・すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
- ・貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて1年間です。^{②③}



■契約貸付制度は、預貯金のように契約者のご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。
 そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせて確認ください。

①年金保険にご加入の場合、貸付は年金開始日前に限り行います。

②養老保険について、貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。

③年金保険について、貸付期間の満了日が年金開始日以後となる場合、貸付期間の満了日は年金開始日の前日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。



④所定の利率
 利率は金融情勢等により変動することがあります。
 利率については、当社ホームページを参照ください。

⑤死亡保険金
 リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いする場合があります。

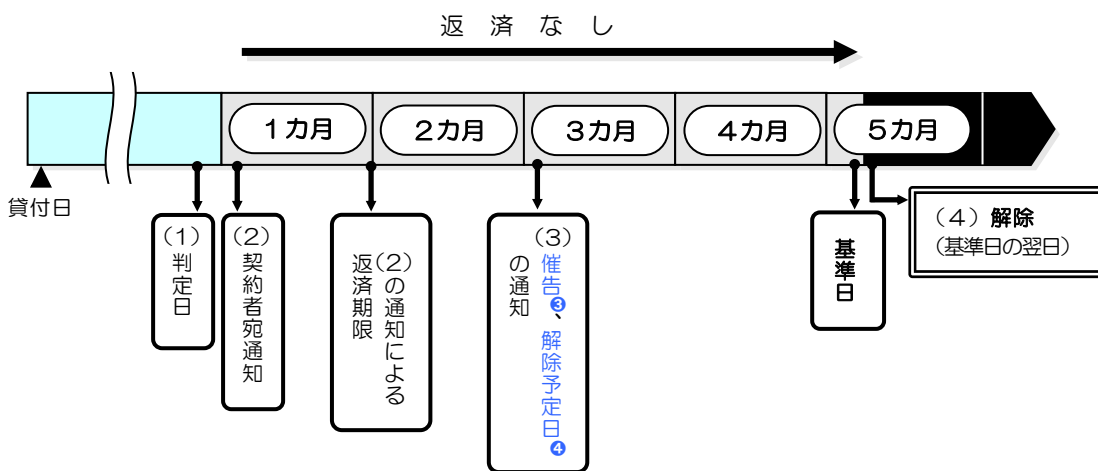
貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、**基準日^①**においてその金額が**解約払戻金額^②**を超過した場合、当社はご契約を解除します。

○解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。

○貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

《ご契約が解除されるまでの例》



(1) 判定日	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
(2) 契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
(3) 催告、解除予定日の通知	(2)の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 <ul style="list-style-type: none"> 貸付金の元利金の返済の催告 基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
(4) 解除	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合、(3)の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

① 基準日

「毎月の判定日の5カ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

② 解約払戻金額

各保険契約（終身保険、養老保険または年金保険）の解約払戻金額をいいます。

③ 催告

貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

④ 解除予定日

「基準日の翌日」をいいます。

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

○契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらかじめ所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。

判定の結果、再び貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過する場合は、**新たな基準日^①**をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

①新たな基準日

「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」をいいます。

②詳細は、「1.6. 住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。



■解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。

契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。^②

住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることとなります。

13 ご契約後の保障内容の見直し

※2025年1月現在の取扱いを記載しています。

ライフステージの変化等にあわせて必要な保障内容への見直しができます。
(保障内容の見直しの利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。)

(1) 保障見直し制度

○現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。
(当制度を利用できる保険種類は、養老保険です。)



■保障見直し制度をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、例えば次の場合には、当制度を利用することができません。

- ・申出時に当社が当制度を取扱っていない場合
- ・契約日から2年を経過していない場合
- ・被保険者の健康状態等についての告知や診査の結果、当制度が利用できない場合

(2) 年金支払への移行

○終身保険の死亡保障に代えて、年金を受取る取扱いです。
(当制度を利用できる保険種類は、終身保険です。)

○終身保険の全部または一部について、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、年金支払に移行することができます。
(通常、年金額の総額は、年金支払の移行対象となる死亡保険金額より小さくなります。)



■年金支払への移行をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■当制度は契約日から5年経過後のいずれかの契約応当日に取扱います。

■次に該当する場合、年金支払への移行はできません。

- ・年金支払に移行する部分の年金額が当社の定める限度を下回る場合
 - ・継続する終身保険の死亡保険金額が当社の定める限度を下回る場合
 - ・すでに当制度が利用されている終身保険の場合
- 等

保険金額等を減額し、保障を継続することができます。

○保険金額等を減額した場合、当社は、減額分に対応する解約払戻金を契約者にお支払いします。

○減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。^①



■次に該当する場合、保険金額等の減額はできません。

- ・減額後の保険金額等が**当社の定める限度**^②を下回る場合
- ・年金開始日が到来している年金保険の場合

^①減額後の減額分の保障については、解約時と同様の取扱いとなります。
詳細は、「11. 解約と解約払戻金」の「解約後の保障期間」を確認ください。



^②**当社の定める限度**
詳細は当社ホームページを参照ください。

14 年金開始に伴う取扱い

この項目は年金保険の取扱いに関する記載です。

年金開始前の取扱い

年金開始の手続きの際に申出ることにより、年金の支払期間、年金の種類、第1回年金支払基準日を変更することができます。

また、契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。^①

(1) 年金の支払期間の変更

○次の中から、所定の範囲内で年金の支払期間を変更することができます。

- ・ 5年確定年金
- ・ 10年確定年金
- ・ 15年確定年金



■年金の支払期間の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

なお、申出時に当社が取扱っている年金の支払期間に限ります。

■年金の支払期間の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合、年金の支払期間の変更はできません。

(2) 年金の種類の変更

○特約を付加することにより、所定の範囲内で年金の種類を10年保証期間付終身年金へ変更することができます。

○年金の種類を10年保証期間付終身年金に変更する場合、次のとおり取扱います。

- ・第1回年金支払基準日^②以後、被保険者が生存している間、毎年、同額の年金額を終身にわたってお支払いします。
また、第1回年金支払基準日から第10回目の年金支払基準日の前日までの間に被保険者が死亡した場合には、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払いします。
- ・「年金開始日」における基礎率（予定利率、予定死亡率等）により年金額を計算します。したがって、年金額はご契約時点で定まるものではありません。



■10年保証期間付終身年金への変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

10年保証期間付終身年金への変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■次に該当する場合、年金種類の変更はできません。

- ・年金種類の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合
- ・ご契約時に選択した年金開始年齢が当社の定める範囲外となる場合

■10年保証期間付終身年金に変更する場合、第1回年金支払基準日の変更（繰延べ）をしたとしても、繰延べ前の「年金開始日」における基礎率（予定利率、予定死亡率等）により年金額を計算します。

①それぞれの変更・指定の申出は、年金開始日の前日まで受付けます。

②第1回年金支払基準日

第1回年金支払基準日の変更（繰延べ）をした場合は、変更後の第1回年金支払基準日となります。

(3) 第1回年金支払基準日の変更（繰延べ）

○特約を付加することにより、所定の範囲内で第1回年金支払基準日を最長5年間、繰延べることができます。

- ・第1回年金支払基準日を変更され、変更後の第1回年金支払基準日の前日までに被保険者が死亡した場合には、死亡日における責任準備金を年金受取人にお支払いします。



■第1回年金支払基準日の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

第1回年金支払基準日の変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。

なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■第1回年金支払基準日の変更は、1回に限り取扱います。

(4) 後継年金受取人の指定

○契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。

年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利・義務すべてを後継年金受取人が引継ぎ、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。

○契約者と被保険者と年金受取人が同一人の場合は、契約者からの申出がないときは、死亡保険金受取人が後継年金受取人となります。^①

①死亡保険金受取人が2人以上いる場合等は、死亡保険金受取人が後継年金受取人とならないため、後継年金受取人を指定する必要があります。

15 保険金等の受取人の変更

保険金等の受取人を変更する場合の取扱い

契約者は、保険金等の受取人を変更することができます。
また、受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

○保険金等の受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に**必要書類**^①を提出ください。

ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。

なお、年金受取人の変更にあたっては、変更後の年金受取人は契約者と被保険者のうちから1人を指定ください。ただし、年金開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。

○**遺言**^②による保険金等の受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。

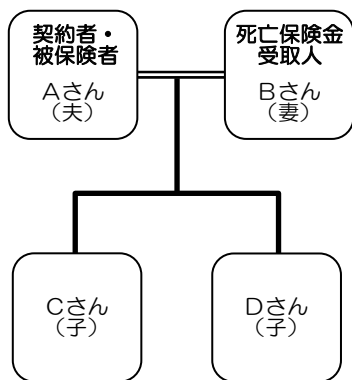
なお、遺言による保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡保険金受取人が死亡した場合は、すみやかに受取人を変更ください。

○新たな死亡保険金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡保険金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。^{③④}

《死亡保険金受取人の例》



Aさんより先にBさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間

Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

その後、新たな死亡保険金受取人への変更が行われないうちに、受取人となったAさんが死亡した場合

Aさんの死亡時の法定相続人であるCさんとDさんが死亡保険金受取人となります。^⑤
(なお、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合はそれぞれ5割ずつとなります。)

①必要書類
別表1参照

②遺言
法律上有効な遺言に
限ります。

③養老保険の満期保険金の場合は、満期保険金受取人となります。

④受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

⑤被保険者であるAさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなりません。



注意

■保険金等の受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払いしたときは、その後、変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等を変更後の保険金等の受取人にお支払いできません。

16 住所等の変更に伴う手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越しや結婚等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

○次のような場合は、ニッセイTOTALパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- ・住所・電話番号の変更
 - ・年金受取人・後継年金受取人の変更
 - ・保険金等の受取人の変更
 - ・指定代理請求人の変更
 - ・契約者の変更
 - ・生命保険料控除証明書の再発行
 - ・改姓・改名
- 等



一部の手続きについては、日本生命アプリ・当社ホームページからも実施いただけます。
日本生命アプリ・当社ホームページから実施いただける手続きについて、こちらより確認いただけます。



注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

17 生命保険と税金

※税務の取扱い等については2024年10月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

生命保険料控除

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料^① ⇒ 1月から12月までに払込まれた一時払保険料

○生命保険料控除の種類

一時払終身保険・一時払養老保険・一時払年金保険の一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象となります。
※上記のほか、生命保険料控除の種類には、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	控除額 *
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2+10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4+20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計12万円となります。

<住民税>

年間正味払込保険料	控除額 *
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2+6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4+14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

* 各保険料控除の合計適用限度額は、合計7万円となります。

① 保険料の払込方法は「一時払」のため、払込みいただいたその年のみ生命保険料控除が適用されます。

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

(2) 生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」(以下、「控除証明書」といいます。)を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	一時払保険料を払込みいただいた年の12月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

《「控除証明書」の送付時期》

「控除証明書」の送付時期は毎年11月頃です。
ただし、契約日が10月1日以降のご契約の場合、ご契約を引受け後に送付します。

保険金等の税法上の取扱い

保険金等の受取りにあたっては、税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。

(1) 死亡保険金等の課税取扱

○死亡保険金、満期保険金、年金の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。
税の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

・死亡保険金

ご契約内容	例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税 ^① (一時所得)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

・満期保険金

ご契約内容	例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫	夫	夫	所得税 ^① (一時所得)
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が異なる場合	夫	夫	妻	贈与税
	夫	妻	子	

・年金

ご契約内容	例 *			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と受取人が同一人の場合	夫	夫	夫	所得税 ^① (雑所得)
	夫	妻	夫	
契約者と受取人が異なる場合	夫	妻	妻	贈与税 ^②
			妻	所得税 ^{①③} (雑所得)

* 上記例では、契約者が夫の場合を例示していますが、契約者が妻の場合にも同様の取扱いとなります。
(具体的には、上記例の「妻」と「夫」を入替えた形となります。)

(2) 死亡保険金^④の非課税限度額

○契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。

(3) リビング・ニーズ特約の特約保険金の非課税扱

○リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。



■一時払の養老保険、年金保険について、契約日から5年以内に減額や解約をした場合には、減額・解約時の受取額から**払込保険料総額^⑤**を差引いた金額に対し、源泉分離課税が適用され、税金が源泉徴収されることがあります。

① 所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。
(2024年10月現在)

② 年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

③ 年金受取時に課税されます。1回目の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

④ 死亡保険金
契約が2件以上の場合は合計します。

⑤ 払込保険料総額
減額・解約時の受取額が払込保険料総額より少ない場合は、減額・解約時の受取額を上限とします。

18 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。



■取引時に確認したお客様の情報（住所／所在地・氏名／事業者名・職業／事業の内容等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）^①

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- （2）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- （3）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- （4）その他保険に関連・付随する業務

なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやピラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトやアプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合がございます。

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- （1）保険取引に関する支払調書作成事務
- （2）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- （3）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- （4）不動産取引に関する支払調書作成事務
- （5）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- （6）その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

5. 情報の管理・安全管理措置

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- （1）あらかじめお客様の同意がある場合
- （2）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- （3）ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- （4）個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- （5）その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。



① 2025年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

ご契約にあたって

しくみ

請求やお支払い
保険金等の

ご契約後の取扱い

その他生命保険に
関するお知らせ

7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業員・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）

＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞：0120-147-369（通話料無料）

受付時間：月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

（祝日、12/31～1/3 を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

＜お問合せ先＞

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所：

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構^①

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加わることが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金額の90%が補償されるものではありません。（*4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

- *1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- *2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$
 （※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
 （※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- *3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- *4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。



①2024年10月現在の内容を記載しており、変更の可能性がります。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

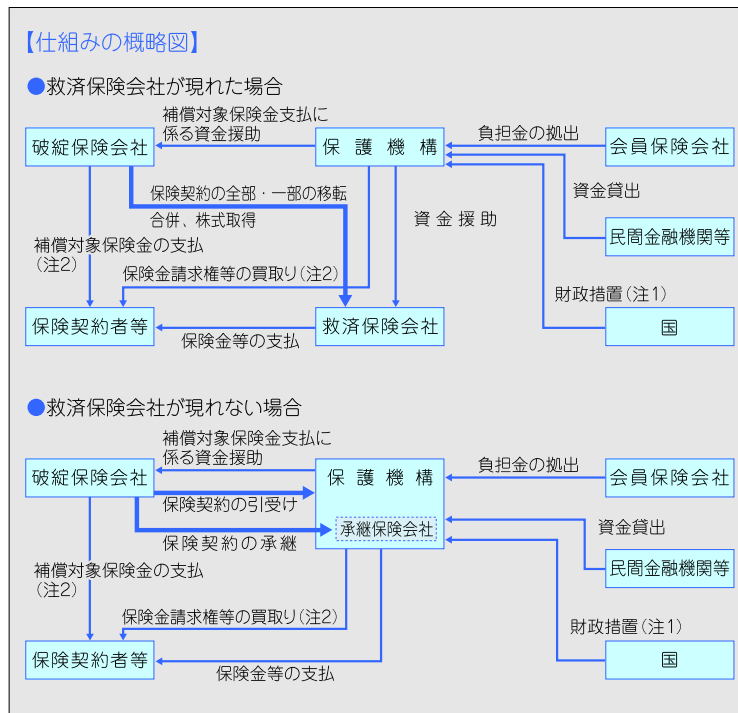
「ご契約にあたって

しくみ

「保険金等の請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

「その他生命保険」に関するお知らせ



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買収率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2024年10月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。(最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) で確認できます。)

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

支払査定時照会制度

(他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用) ①

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は以下のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp>) の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) をご確認ください。



① 2024年10月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

「ご契約にあたって

しくみ

請求やお支払い

「ご契約後の取扱い

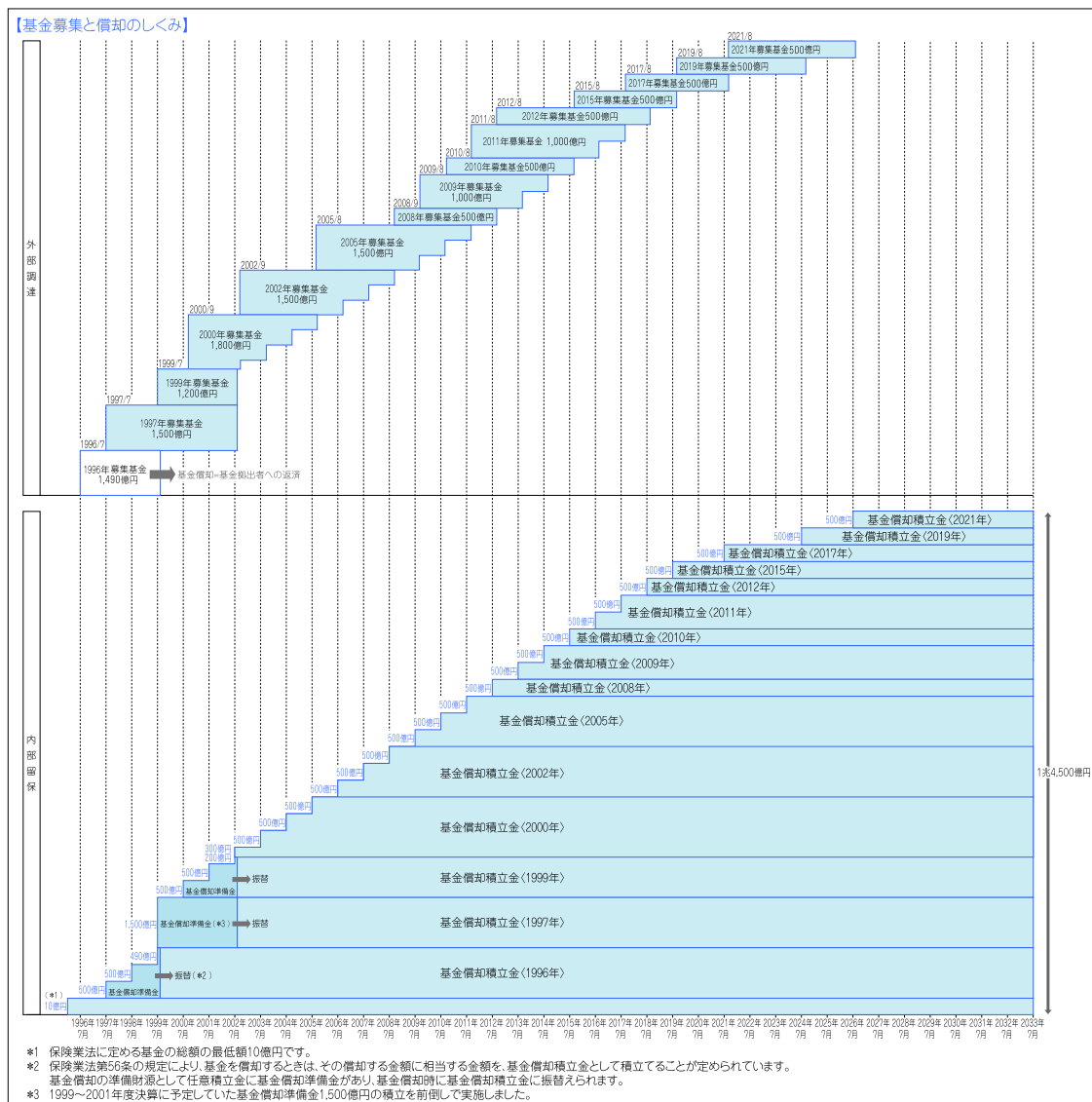
その他生命保険に関するお知らせ

財産的基礎の充実

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度
①募集額	500億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	4年	4年	5年	5年
③金利	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆4,500億円となっております。



(2025年1月現在)

相互会社運営

【相互会社】

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となります。
- 当社は、相互会社制度を通じ、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

- 「総代会」は、株式会社における株主総会に代わるべき機関として設置され、「社員」の中から選出された総代により構成されます。経営に関する重要事項（定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等）の審議と決議を行うとともに、幅広いご意見・ご要望を伺います。
- 「社員」は、総代会を傍聴することができます。傍聴者の資格や申し込み方法などの詳細については、毎年5～6月に当社の支社等の店頭に掲示するポスターや当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）にてお知らせします。
- （注）傍聴者は、次の資格を満たす必要があります。
 - ・「社員」のうち、前年度末において1年以上有効に継続しており、かつ総代会当日に引き続き有効に継続している保険契約の契約者であること、またはその法定代理人であること。
 - ・総代会当日に、年齢が満18歳に達していること。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（<https://www.nissay.co.jp>）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢などの面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、総代候補者選考委員会が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう社員投票を実施する方式を採用しています。
- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
 - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
 - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。
- また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

- 「ニッセイ懇話会」は、全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年から毎年開催しています。
- 主なご意見・ご要望とその対応は、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命保険相互会社 企画総務部

ご契約にあたって

しくみ

保険金等の請求やお支払い

ご契約後の取扱い

その他生命保険に関するお知らせ

保 険 用 語 の 説 明

	保険用語	説明
か	解除 (かいじょ)	告知義務違反があった場合等に、保険期間の途中で当社がご契約を消滅させることをいいます。
	解約 (かいはく)	保険期間の途中で、契約者の意思によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 (かいはくはらいもどしきん)	ご契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
け	契約応当日 (けいはくおうとうび)	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕 6月1日契約の場合 契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日 月ごと応当日 ⇒ 毎月の1日
	契約者 (けいはくしゃ)	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約内容通知書 (けいはくないようつうちしょ)	ご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 (けいはくねんれい)	契約日における被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕 35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は35歳になります。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいはくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
	こ	告知義務 (こくちぎむ)
告知義務違反 (こくちぎむいはん)		「告知書（告知入力画面）」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
告知書 (こくちしょ)		ご契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※当社所定の端末にて告知いただく場合には、「告知入力画面」といいます。
ご契約後の被保険者の年齢 (ごけいはくごのひほけんしゃのねんれい)		毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。

	保険用語	説明
さ	催告 (さいこく)	契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
し	指定代理請求人 (していだりせいきゅうにん)	所定の保険金等について、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるとき、保険金等の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、保険金等をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、保険金等をお支払いします。
	死亡一時金 (しぼういちじきん)	第1回年金支払基準日以後に被保険者が死亡した場合にお支払いするお金をいいます。
	診査 (しんさ)	医師扱のご契約を申込みされた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
せ	責任開始時／責任開始の日 (せきにんかいしじ／せきにんかいしのひ)	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
つ	月ごと応当日 (つきごとおうとうび)	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	定款 (ていかん)	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	特別条件 (とくべつじょうけん)	ご契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じてご契約につける条件（保険料を割増して払込みいただく等）のことをいいます。
	特約 (とくやく)	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款（契約基本約款と各給付約款から構成されます。）に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
ね	年金 (ねんきん)	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存している場合等にお支払いするお金をいいます。
	年金開始日 (ねんきんかいしび)	被保険者の年齢が、ご契約時に選択した年金開始年齢に達する契約応当日をいいます。
	年金原資 (ねんきんげんし)	年金開始日の前日における責任準備金をいいます。
	年金支払基準日 (ねんきんしはらいきじゅんび)	年金支払基準日は次のとおりです。 ●第1回目 年金開始日 ●第2回目以後 第1回年金支払基準日の毎年の応当日
	年金の現価 (ねんきんのげんか)	将来の年金をお支払いするために必要な現在の積立金をいいます。 (将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。)

	保険用語	説明
は	配当金 (はいとうきん)	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
ひ	被保険者 (ひほけんしゃ)	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。
	被保険者の年齢 (ひほけんしゃのねんれい)	⇒「ご契約後の被保険者の年齢」を参照ください。
ほ	保険期間 (ほけんきかん)	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡した場合等に、保険金等の支払対象となります。
	保険金 (ほけんきん)	被保険者が死亡した場合等に、お支払いするお金をいいます。
	保険金等の受取人 (ほけんきんとうのうけとりにな)	保険金、年金、死亡一時金を受取る人をいいます。
	保険年度 (ほけんねんど)	保険期間の始期(契約日)から起算して、満1カ年を第1保険年度といます。以下順次、第2保険年度、第3保険年度……と保険年度を定めます。
	保険料 (ほけんりょう)	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料率 (ほけんりょうりつ)	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金額等に保険料率を乗じて計算されます。
め	免責事由 (めんせきじゆう)	約款で定める、保険金をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には保険金をお支払いできません。
や	約款 (やっかん)	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款(契約基本約款と各給付約款から構成されます。)と特約約款があります。
よ	予定利率 (よていりりつ)	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines providing a template for writing a memo.

生命保険のお手続きやお問合せ

(2025年1月現在)

ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口
またはニッセイコールセンターに連絡ください。

●お客様番号(お客様ID)もしくは契約番号(証券記号番号)をご用意のうえ、契約者ご本人からお問合せください。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021 (通話料無料)

〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉

0120-147-369 (通話料無料)

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※祝日、12/31～1/3を除く

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※なお、その他お電話にあたっての留意事項は、当社ホームページを参照ください。

窓口でのお手続き

ニッセイ・ライフプラザの住所・地図などの店舗情報をご確認いただけます。



日本生命アプリ・当社ホームページでのお手続き



<https://www.nissay.co.jp>

パソコン

日本生命

検索



スマートフォン



利用可能時間

月曜日	8:00～24:00	〔 出金手続・一部変更手続について 〕	
火～土曜日	24時間		月～土曜日 8:00～23:45
日曜日・祝日	0:00～20:00		日曜日・祝日 8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日(19～25日のうちの日曜日)、
12/31～1/3、5/3～5/5を除く

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。
詳しくは、当社ホームページを参照ください。

ダウンロードは
お済みですか？

まだお済みでない方は
「日本生命アプリ」を
いますぐダウンロード！



説明事項ご確認のお願い

「注意喚起情報」および「ご契約のしおりー定款・約款」は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約を申込みいただくようお願いいたします。

なお、後ほど交付する契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

	しおりのページ
クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回)	P11
健康状態等の告知義務	P15
責任開始(保障の開始)と契約日	P18
保険金等をお支払いできない場合	P32
解約と解約払戻金	P36

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社



日本生命保険相互会社

本 店
〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

東京本部
〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021 (ニッセイコールセンター) (通話料無料)
〈ご高齢のお客様専用(シニアほっとダイヤル)〉
0120-147-369 (通話料無料)

ホームページ <https://www.nissay.co.jp>

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、
保険契約締結の代理権はありません。

[©日本24-4001][登録年月日25/1/2](商品開発部2025.1.40,000 No.0882)④